

告 示

埼玉県告示第七百六十四号

測量計画機関である羽生市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

羽生市

二 作業種類

三級基準点復元

三 作業地域

埼玉県羽生市大字下新郷地内

四 作業期間

令和三年四月三十日から令和三年九月三十日まで